

2021年6月11日
関西電力（株）

組織改正に伴う「設計及び工事の計画等」の扱いについて

当社は、本年7月に組織改正を計画しており、各発電所の原子炉施設保安規定の変更の認可^{※1}を得た。

今回の組織改正に伴う設計及び工事計画認可申請書等（以下「設工認」という。）への影響を整理した結果、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」（実用炉規則^{※2}第九条第1項第四号^{※3}）の記載事項に変更はなく、行政手続きを伴うものではないことを確認した。

一方、旧法・規則^{※4}において認可を受けた工事計画認可申請書等（以下「旧工認」という。）の「設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織」（本文記載事項）には、組織図等に係る記載があり、今回の組織改正に伴い一部記載の変更が生じるが、旧工認は、みなし規定により現法の設工認としての認可とみなしており、現法の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」（本文記載事項）には該当する記載はないため、行政手続きを伴うものではないと考える。

以上を踏まえ、今回の組織改正に伴い、認可済みの申請書等に対して行政手続きは行わず、社内QMSの手続きにて体制変更を反映する。なお、今後の申請案件や現在審査中の案件に対しては、保安規定施行後に変更認可申請や補正申請を行う場合は、その申請にあわせて反映する。

既に認可を受け工事中、または申請中の件名一覧表を添付に示す。

以 上

- ※1 各発電所の原子炉保安規定変更認可（2021年6月4日）は以下のとおり。
美浜発電所 原規規発第2106043号、高浜発電所 原規規発第2106044号、
大飯発電所 原規規発第2106045号
- ※2 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
- ※3 実用炉規則第九条（設計及び工事の計画の認可等の申請）
法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 工事計画
 - 三 工事工程表
 - 四 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
 - 五 変更の工事又は設計及び工事の計画の変更の場合にあっては、変更の理由
- ※4 2020/3/31以前の検査制度導入前の原子炉等規制法及び実用炉規則等

添付：既に認可を受け工事中、または申請中の件名一覧表

既に認可を受け工事中、または申請中の件名一覧表

添付

発電所	ユニット	工事件名	申請(届出)番号*	認可番号	①認可済 (工事未完了)	②審査中 (未認可)	③今後申請	旧工認:□	記載への影響	
								設工認:○	本文	添付資料
美浜	3	重大事故等対処設備改造工事	関原発第256号	原規規発第1610261号	○			□	あり	あり
美浜	3	特定重大事故等対処施設	関原発第192号	原規規発第2104061号	○	○(変更認可)		○	なし	あり
美浜	3	電気ペネ改造工事	関原発第209号	原規規発第2102013号	○			○	なし	あり
美浜	3	所内直流電源第3系統設置	関原発第38号			○		○	なし	あり
美浜	3	高エネルギーアーク損傷対策(DG)	関原発第6号			○		○	なし	あり
美浜	3	濃縮液配管取替工事他	関原発第144号		届出			○	なし	あり
美浜	3	大山火山の大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直し に対する対応					○	○	なし	あり
大飯	3	高エネルギーアーク損傷対策(DG)	関原発第375号	原規規発第2007155号	○			○	なし	あり
	4		関原発第376号	原規規発第2007156号						
大飯	3	特定重大事故等対処施設(1回目)	関原発第554号	原規規発第2012226号	○			○	なし	あり
	4		関原発第555号	原規規発第2012227号						
大飯	3.4	火災感知設備増設工事	関原発第144号,145号			○		○	なし	あり
大飯	3.4	特定重大事故等対処施設(2回目)	関原発第268号,269号			○		○	なし	あり
大飯	3	加圧器スプレイ配管修繕工事	関原発第356号	原規規発第2104304号	○			○	なし	あり
大飯	3.4	所内直流電源第3系統設置	関原発第39号,40号			○		○	なし	あり
大飯	3.4	大山火山の大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直し に対する対応					○	○	なし	あり
大飯	3.4	化学体積制御設備配管改造工事					○	○	なし	あり
大飯	4	加圧器スプレイ配管改造工事					○	○	なし	あり
高浜	1	重大事故等対処設備改造工事	関原発第73号	原規規発第1606104号	○			□	あり	あり
	2		関原発第74号	原規規発第1606105号						
高浜	1	特定重大事故等対処施設(1回目)	関原発第412号	原規規発第1904255号	○			□	あり	あり
	2		関原発第413号	原規規発第1904256号						
高浜	1	特定重大事故等対処施設(2回目)	関原発第397号	原規規発第1909134号	○			□	あり	あり
	2		関原発第398号	原規規発第1909135号						
高浜	1	特定重大事故等対処施設(3回目)	関原発第580号	原規規発第1910242号	○			□	あり	あり
	2		関原発第581号	原規規発第1910243号						
高浜	1	特定重大事故等対処施設(4回目)	関原発第80号	原規規発第2002201号	○	○(変更認可)		○	なし	あり
	2		関原発第81号	原規規発第2002202号						
高浜	1	所内直流電源第3系統設置	関原発第200号	原規規発第2011134号	○			○	なし	あり
	2		関原発第201号	原規規発第2011135号						
高浜	1.2	高エネルギーアーク損傷対策(DG)	関原発第7号,8号			○		○	なし	あり
高浜	1,2,3,4	大山火山の大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直し に対する対応					○	○	なし	あり
高浜	1	廃樹脂処理装置共用化	関原発第146号	原規規発第2102085号	○			○	なし	あり
	3		関原発第147号	原規規発第2102086号						
高浜	3	新検査制度導入に伴う燃料体設工認申請(MOX燃 料)	関原発第1号	原規規発第2012097号	○			○	なし	あり
	4		関原発第2号	原規規発第2012098号						
高浜	3	新検査制度導入に伴う燃料体設工認申請(海外ウ ラン燃料)	関原発第68号	原規規発第2012095号	○			○	なし	あり
	4		関原発第69号	原規規発第2012096号						

※ その後の変更認可申請も含め1件として表記している。申請番号は最初の申請時の番号のみを示す。(変更認可申請の番号は記載を省略。)

- ① → 社内QMSにて対応する。保安規定施行後に変更認可申請を行う場合は、その申請にあわせて反映する。
- ② → 社内QMSにて対応する。保安規定施行後に補正申請を行う場合は、その申請にあわせて反映する。
- ③今後申請 → 新しい体制での申請をする。(組織体制変更の保安規定施行日以降申請の場合)